

お知らせ

人事異動に関するお知らせ

令和6年12月1日付け新規採用者

宮前祐希

令和7年1月1日付け新規採用者

工藤祥樹、皆川華子、早坂隆吾

問 総務課人事係（☎ 23 - 2330）

窓口でキャッシュレス決済が利用できます

役場出納室にPOSレジが導入され、各種キャッシュレス決済による支払いができるようになりました。



キャッシュレス決済が利用できるもの

- ・住民票、戸籍証明書など
- ・課税証明書など各種税証明書

※町民税や国民健康保険税、水道料金などの支払いには利用できません。

※領収書が必要な方は、現金でお支払いください。

利用できるキャッシュレス決済の種類

- ・クレジットカード（JCB、Visa など）
- ・電子マネー（nanaco、WAON、交通系電子マネー など）
- ・コード決済（PayPay、楽天ペイ、d払いなど）

問 出納室（☎ 23 - 2579）

汲み取り式トイレを使用する際のお願い

し尿汲み取りの際にトイレットペーパー以外の異物（おむつ・生理用品・布等）が混入していることがあります。

収集車や処理場の故障の原因となり、施設が停止する恐れがありますので、トイレットペーパー以外のものは使用しないでください。

問 環境生活課環境対策係（☎ 23 - 2503）

軽自動車の廃車・住所変更・譲渡の手続き

軽自動車税種別割は、定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・住所変更・譲渡等の手続きは、3月31日までに行ってください。所有者が亡くなった場合も手続きが必要です。

軽自動車税種別割は月割課税ではないので、手続きを忘れると1年分の税金を納めることになります。

手続きを行う機関

車種	申告先
・特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど） ・原動機付自転車（125cc以下） ・小型特殊自動車（トラクタ、ホイルローダなど） ・ミニカー（三輪以上21cc～50cc）	役場税務課税務係 廃車手続きの場合はナンバープレートを持参ください。 札幌99から始まる車両番号の車両は役場で手続き後、北海道運輸局札幌運輸支局にて別途手続きが必要です。
・三輪および四輪以上の軽自動車（「札幌5〇〇（4〇〇～」ナンバーなど）	軽自動車検査協会札幌主管事務所（札幌市北区新川5条20丁目1番21号・☎ 050 - 3816 - 1763）
・二輪の軽自動車（126cc～250cc、「1札幌（札幌）～」ナンバー） ・二輪の小型自動車（250cc超、「札幌～」ナンバー）	北海道運輸局札幌運輸支局（札幌市東区北28条東1丁目・☎ 050 - 5540 - 2001）

※閉庁日等は、各申告先にご確認ください。

問 税務課税務係（☎ 23 - 2332）

消費者ホットライン^{いっや}188をご存知ですか

消費者ホットライン188（局番なし）はお近くの消費生活センター（町は役場内消費生活相談窓口）につなぐ全国共通の電話番号です。訪問販売での強引な契約や通販で商品が届かないなど消費者トラブルの解決に向けたお手伝いをします

時間 8時45分～17時15分（平日のみ）**問** 環境生活課町民生活係（☎ 23 - 3209）

広 告

「北海道水資源の保全に関する条例」に基づく事前届出について

水資源保全地域に指定された区域内で土地取引を行う場合は、契約締結の3か月前までに北海道知事への届出が必要です。詳しくは問合せください。

対象 当別ダム以北全域で売買、交換、営業譲渡などの土地取引を行った方。ただし、相続や贈与の場合は、届出の必要がありません。届出が必要な方は権利譲渡者（売買の場合は売主）です。**問** 北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係（☎ 011 - 204 - 5178）

貯水槽は定期清掃・水質検査が必要です

ビルやマンションなどの「貯水槽水道」の管理は設置者が行わなければなりません。

貯水槽水道の種類

- ①簡易専用水道：貯水槽の有効容量が10³m³超え
 - ②小規模貯水槽水道：貯水槽の有効容量が10³m³以下
- 簡易専用水道・小規模貯水槽水道の設置者は、水道法または条例等により、専門業者による貯水槽の点検・清掃と、国の登録を受けた検査機関による法定検査を、1年以内ごとに1回、定期的に行うことが義務付けられています。

問 上下水道課業務係（☎ 22 - 2411）

デジタル行政サービスについてのアンケート

デジタル行政サービス「コンビニ交付」・「リモート相談窓口」・「除雪情報システム」について、サービス満足度のアンケートを実施しています。

アンケートは簡単なもので、下記の URL または QR コードから回答ができます。今後のデジタル行政サービスの改善に向けて、アンケートへのご協力をお願いします。

アンケート

<https://logoform.jp/form/NYxh/871250>



参 考

①コンビニ交付の概要



<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/zyumin/43278.html>

②リモート相談窓口の概要

<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/ict/43591.html>



③除雪情報システムの概要



<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/kensetsu/47432.html>

問 デジタル都市推進課デジタル都市推進係（☎ 23 - 3767）

広 告

広 告

広 告

お知らせ

コミュニティ助成事業を活用しました

一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業は、全国自治宝くじの普及広報事業費の受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。

今回、スウェーデンヒルズ町内会において、宝くじの助成金を活用し、除雪機1台を整備しました。この整備によって、スウェーデンヒルズ町内会の除排雪体制が強化されるとともに、コミュニティセンターの利用が促進され、魅力ある地域の発展を目指す町内会活動に寄与することが期待されます。

本助成事業の一般コミュニティ助成事業では、町内会などのコミュニティ組織が交付対象団体となっており、今まで多数の町内会が活用しています。

イベントや集会などのコミュニティ活動に必要な備品を整備することができますので、本事業についての相談はふるさとプロモーション係まで問合せください。

問 セールス戦略課ふるさとプロモーション係（☎ 23 - 3042）



地域計画（案）の公告・縦覧について

10年後の地域の農業の設計図となる地域計画(案)の公告・縦覧を行います。

この地域計画（案）の利害関係人は、縦覧期間中に意見書の提出を行うことができます。計画の詳細や手続方法等は、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

期間 2月17日（月）～3月4日（火）**場所** 役場3階 農務係窓口、町ホームページ **問** 農務課農務係（☎ 23 - 3091）

2025 年中の延滞金の割合

2月28日は、国民健康保険税（第8期分）の納期限です。

納期限までに納付しないと、以下の延滞金がかかります場合があります。

延滞金の割合

・納期限の翌日から1カ月を経過する日まで

2.4%（延滞金特例基準割合^{*} + 1.0%）

・納期限の翌日から1カ月を経過した日以後

8.7%（延滞金特例基準割合^{*} + 7.3%）

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合のことです。

問 税務課納税係（☎ 23 - 2341）

広 告

広 告

広 告

読んで得する年金の話

口座振替の前納について

国民年金保険料の納付は、現金納付よりも割引額が多い「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」と令和7年1月から追加された「2年前納(4月開始)」があります。2年前納は、「2年前納」と「2年前納(4月開始)」の2種類から選択する必要があります。前納は受付期限があるので、ご希望の方は2月末までに、ねんきんネットでオンライン申請または、基礎年金番号がわかるもの、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、口座振替をする金融機関、年金事務所、戸籍年金係窓口で手続きください。

社会保険料控除証明書について

令和6年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方に、確定申告等が必要となる社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が日本年金機構から2月上旬に発送されます。確定申告の際には、この証明書(または領収書)を添付してください。また、e-Taxでの確定申告等に利用できる電子データの控除証明書をマイナポータルで受け取ることもできます。

問 札幌北年金事務所(☎011-717-4115)、**【社会保険料控除証明書について】**ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)



ねんきんネット



マイナポータルでの通知書受取

文化公演事業エレクトーンライブを開催

当別町文化公演事業の一環として、若手エレクトーン奏者の川上天馬さんのエレクトーンライブを開催します。

日時 3月22日(土) 開場 16時30分、開演 17時
場所 ふれあい倉庫 **定員** 100名 **料金** 2,000円、チケットはふれあい倉庫またはチケットぴあで販売 **問** 実行委員会事務局(社会教育課内・☎22-3834)

滝乃湯で「家族エコ銭湯」を実施

銭湯の利用は、水・燃料の節約や二酸化炭素の削減につながりますので、これを機に、家族や地域の方と一緒に銭湯の魅力を堪能しましょう。

日時 2月13日(木) 15時～21時30分 **場所** 滝乃湯 **料金** 大人：200円 小学生以下：保護者同伴で2名まで無料 **問** 滝乃湯(☎23-2041)

スウェーデン料理教室を開催

スウェーデンの家庭料理の定番「ミートボール」と、その伝統的な付け合わせを作ります。

日時 2月22日(土) 10時～13時 **場所** 西コミセン **講師** トーベ・ケネスコグ **定員** 8名 **申込** 2月20日(木)まで **料金** 2,800円(材料費込) **問** 一般財団法人スウェーデン交流センター☎26-2360)

広 告

広 告

広 告

お知らせ

初心者のためのミニバレー交流会を開催

日時 2月15日(土) 8時45分受付、9時30分競技開始 **場所** 総合体育館 **対象** 町内在住者、勤務先が町内の方 **種目** ①一般混成の部(中学生以上女性1名を含む)、②一般女子の部、③スーパースニアの部(60歳以上。50代1名は可)、すべて1チーム4名でゲームを行う。(6名まで登録可、ミニバレー協会登録者は1チーム1名まで登録可。)

料金 2,000円 **申込** QRコードまたは総合体育館・西当別コミュニティセンターに備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、参加料を添えて2月7日までに提出ください。※受付は平日の17時まで。 **問** NPO法人ふれ・スポ・とうべつ事務局(総合体育館内・☎22-3833/FAX22-3832)



申込みフォーム

成年後見制度セミナー(終活:遺言)を開催

判断能力が十分ではない方の権利と財産を守る成年後見制度の仕組みや、遺言の作成などについて誰でも参加できるセミナーを開催します。

参加を希望する方は、とうべつ・しんしのつ成年後見支援センターへ申込みください。

日時 2月17日(月) 14時~ **場所** ゆとろ **問** とうべつ・しんしのつ成年後見支援センター(当別町社会福祉協議会内・☎22-2301)

第23回当別町ゼロカーボン勉強会を開催します

今後の「未来のまち」に向けたゼロカーボン視点での私たちの取組みについて、ディスカッションや企画などを行います。

日時 2月18日(火) 19時~21時 **場所** ヤギ小屋 **問** 松岡(☎090-7514-0614)



☆当別町ふるさと納税へ12月納入分

計6万1,520名から11億500万円ご寄付いただきました。ご寄付いただいた方の氏名等は町ホームページに掲載しています。

☆当別まちづくり基金へ

▼株式会社ミツハシ 代表取締役会長 三橋 美幸さんより 6万215円

▼故)佐藤 誠治さん・佐藤ヨネ子さんより 30万円

☆当別町企業版ふるさと納税へ

▼北新マテリアル株式会社より「子育て世帯応援プロジェクトに対する寄付として」10万円

☆当別町社会福祉協議会へ

▼匿名の方よりそれぞれ タオル19枚、5万円

▼当別ライオンズクラブより 3万円

▼一般財団法人北海道信用金庫ひまわり財団より 10万円

広 告

広 告

広 告



当別消防署からのお知らせ



■ 除雪作業中の事故に気を付けて！

除雪作業中に起こる事故を防止するため、次のことに気を付けましょう。

- ◎晴れの日ほど要注意！歩行者は落雪が予想される場所や軒下の通行を避けましょう。
- ◎屋根の雪下ろしの際には、家族、となり近所にも声をかけて2人以上で行い、はしごは必ず固定し、ヘルメットや命綱を使用して行いましょう。万が一に備えて携帯電話の持参も忘れずに！
- ◎建物の周りに雪を残しながら雪下ろしをすることで、万が一落下した場合に被害を軽減できる場合があります。
- ◎除雪作業は、開始直後と疲れてきた時には特に慎重に行い、体調不良や発作を起こすことがあるため、疲労時は無理に作業しないようにしましょう。
- ◎除雪機の雪詰まりを取り除く際は、必ずエンジンを停止してから行い、日頃からこまめな手入れ・点検を行いましょう。
- ◎軒下に灯油タンクやガスボンベがある場合、落雪が原因で配管に亀裂や緩みが生じ、燃料が漏れてしまう危険があるため、雪下ろしは安全な場所で行いましょう。

■ 令和6年 年末特別警戒を実施しました！

年末の繁忙期を迎え、各家庭、事業所等において火気の使用頻度が高まることから、令和6年12月21日から12月30日までの10日間に「年末特別警戒」を実施しました。期間中、町内大型店舗に対して防火安全対策の徹底を図る防火査察、消防車による町内巡回パトロールを実施し、事業所や町民の方に防火意識を高めていただきました。

また、12月29日には、スーパーアークス当別店にて店頭広報を実施し、町民の方に住宅用火災警報器の設置PRや防火ティッシュを配布することで火災予防を呼びかけました。



▼問合せ 【除雪作業について】
警防課救助係、【年末特別警戒について】
予防課予防係（☎23 - 2537）



当別消防署
ホームページ

広 告

広 告

広 告